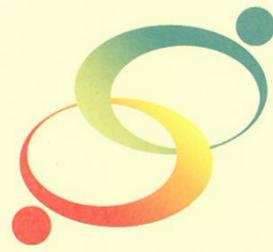


事前にご返送いただく  
書類があります。

特別送達



裁判員制度

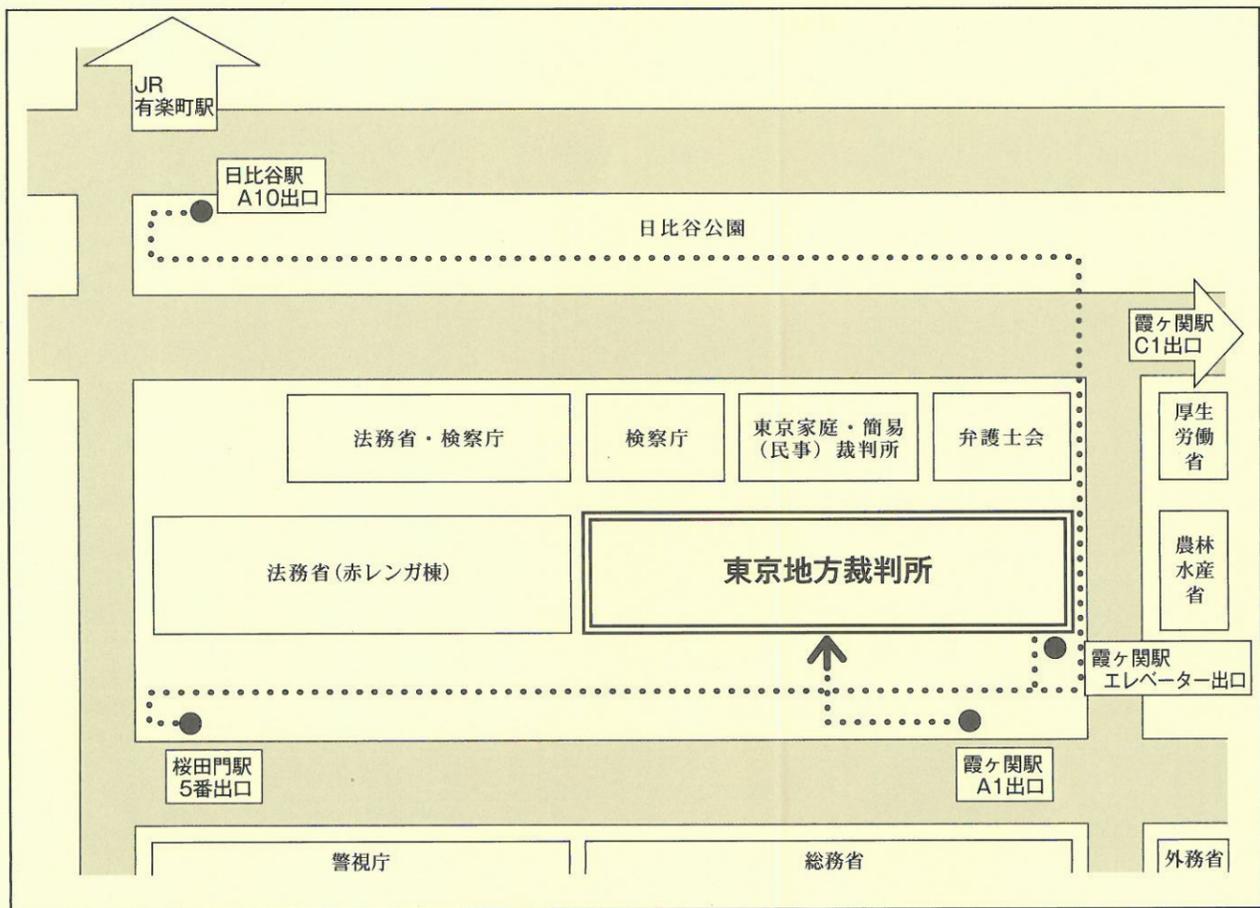
# 東京地方裁判所

## 刑事第 2 部

(郵便番号 100-8920)

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

電話 (03)-3581-0000(ダイヤルイン)



(最寄り駅)	地下鉄	丸ノ内線・日比谷線	霞ヶ関駅 (A1出口)	1分
		千代田線	霞ヶ関駅 (C1出口)	8分
		有楽町線	桜田門駅 (5番出口)	3分
		都営三田線	日比谷駅 (A10出口)	13分
		JR 線	山手線・京浜東北線	有楽町駅 (日比谷口)

裁判所にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

当日持参

10

受付番号

〒000-0000

〇〇県〇〇市赤城下町2-2-3

〇〇 〇〇 様



09900-00018

令和元年6月21日

東京地方裁判所 刑事第2部

裁判所書記官 書記 太郎

### 裁判員等選任手続期日のお知らせ

当裁判所で審理を行う刑事事件(平成30年合(わ)第500号)について、裁判員(及び補充裁判員)を選任する手続を行いますので、

**令和元年8月2日(金)午前10時00分に**

**当裁判所 第1裁判員候補者待合室(2階)**までお越しください。

なお、あなたが裁判員(又は補充裁判員)に選任された場合には、令和元年8月5日(月)から令和元年8月9日(金)までの間のうち、公判などの手続が予定されている次の全ての日に、裁判員(又は補充裁判員)として参加していただくことになります。

令和元年8月5日(月)

令和元年8月7日(水)

令和元年8月8日(木)

令和元年8月9日(金)

※ 選任する手続についての宿泊料支給の有無 前日：無 当日：無

#### 【注意事項】

- 現時点では、まだ個々の事件の裁判員(又は補充裁判員)に選任されたわけではありません。
- 裁判所にお越しの際は、この書面と認め印をお持ちください。
- この「お知らせ」は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律27条2項に規定する「呼出状」に該当する書面です。正当な理由がなく、この「お知らせ」に記載の日時に裁判所にお越しにならないときは、同法112条により過料に処せられることがあります。
- 辞退の希望などあらかじめ裁判所に伝えたい事項は、同封の質問票に記載してください。

※ 裁判所にお越しになったことの証明を希望される場合は、お帰りの際、係員にこの書面を示して、右側の欄(→)に証明印を受けてください。

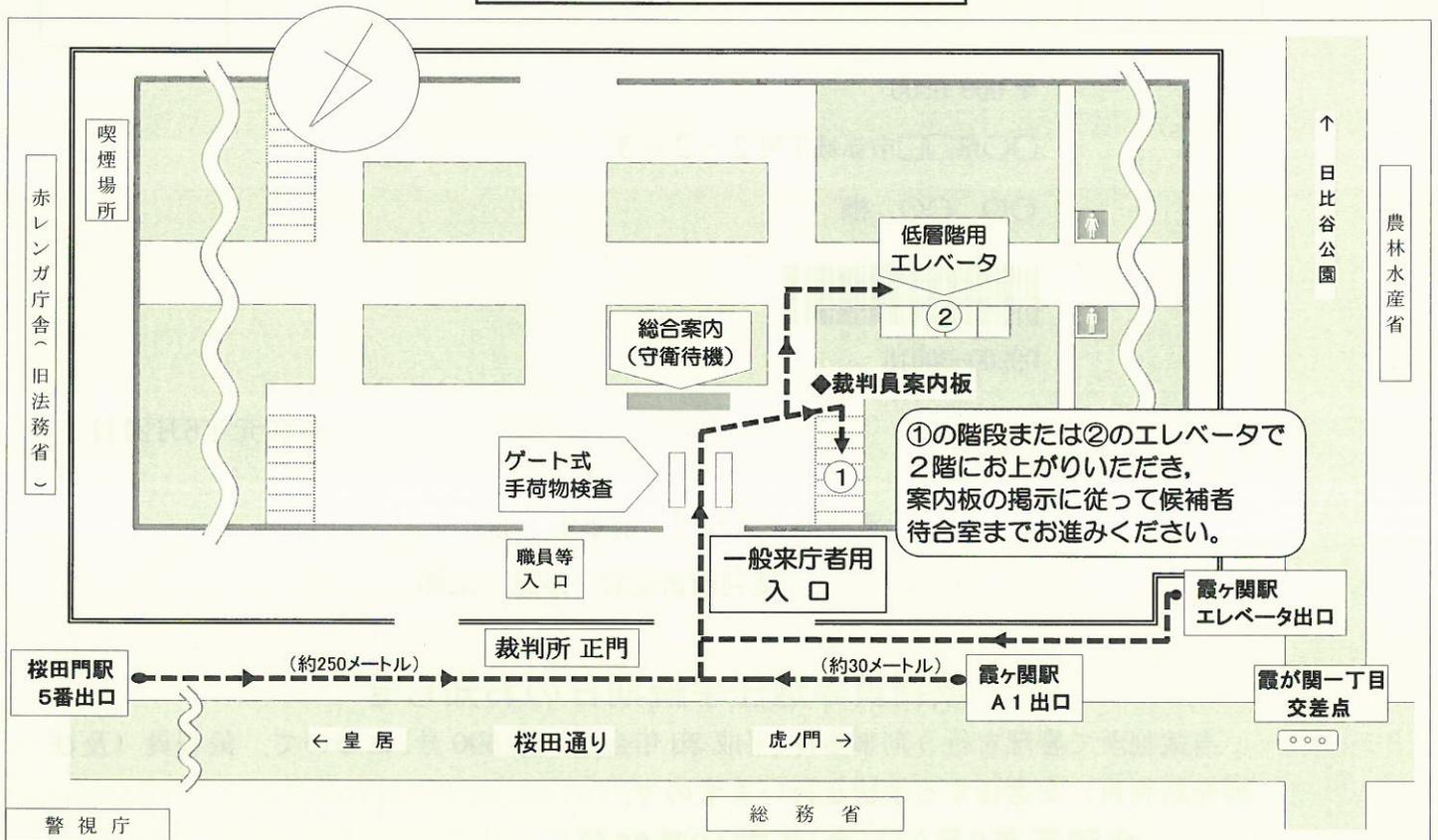
〇〇 〇〇 様

あなたが、令和元年8月2日に当裁判所  
に来庁されたことを証明いたします。

東京地方裁判所

(裏面に、地図及び当日の持ち物についての記載があります。)

## 東京地方裁判所庁舎 1階案内図



(所在地) 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

(最寄り駅) 地下鉄「霞ヶ関」駅 (丸ノ内線・日比谷線・千代田線 A1出口 徒歩約1分)

※ 千代田線の霞ヶ関ホームからは、A1出口まで5～6分程度かかります。

「桜田門」駅 (有楽町線 5番出口 徒歩約3分)

「日比谷」駅 (三田線 A10出口 徒歩約13分)

※ 裁判所の入口で手荷物検査を受けてお入りください。

当日、裁判員候補者待合室がおわかりにならない場合は、**総合案内**でお尋ねください。

### 受付開始時刻は、午前9時30分です。

#### ● 当日の持ち物について

『裁判員等選任手続期日のお知らせ』  
※お忘れになると、受付に時間を要することがあります。

印鑑 … 実印・銀行印でなくとも構いません。  
ただし、スタンプ式のもの(いわゆる「シャチハタ印」)は使用できません。

#### ● 昼食等について

午前の選任手続期日に引き続き、午後に裁判員裁判が行われる場合、裁判員及び補充裁判員に選ばれた方には、ご希望があれば、お弁当の手配をさせていただきます(お弁当代は自己負担となります)。  
また、選任手続期日ではお待ちいただく時間がございますので、読み物などをお持ちいただくとよいと思います。

#### ● 喫煙について

庁舎内は全面禁煙です。  
※加熱式たばこ、電子たばこも庁舎内では吸えません。  
屋外の喫煙場所は、来庁された際にお知らせします。

## スケジュール(予定)

初日の【選任手続期日】に行う抽選で裁判員及び補充裁判員に選ばれた方々は、  
【審理・判決期日】に記載されたすべての期日においていただく必要があります。

### 【選任手続期日】 (候補者全員)

☆ 8月2日(金) 午前10時から午前11時30分ころまで

※午前10時から手続が始まりますので、同時刻までにお越してください。

※裁判員・補充裁判員に選ばれた方々は、その後の手続説明がありますので、  
解散時刻は午後0時30分ころとなります。

### 【審理・判決期日】 (裁判員・補充裁判員のみ)

- 8月5日(月) 午前9時30分から午後5時ころまで
- 8月7日(水) 同上
- 8月8日(木) 同上
- ◇ 8月9日(金) 同上

☆ 初日(裁判員等を選任する日にち)

- 審理・評議 } [法廷で、証言を聞いたり、証拠を調べたり、事件について裁判官  
や他の裁判員と話し合う日にち]
- ◇ 判決日(判決日には、審理・評議を行う場合があります。)

- ・ 上記スケジュールはあくまで予定です。**当日の進行によっては時間が変更になる可能性もあります。**
- ・ 法廷での**筆記用具やメモ用紙などは裁判所で用意しています。**
- ・ 登庁される際の**服装は自由**です。スーツやジャケットを用意する必要はございません。長時間の裁判に参加されても疲れないように、着慣れている服装でお越してください。

# 必ずお読みください

この書面は、質問票等の回答手順やお問い合わせ窓口などに関して記載したものです。下記1から4の手順で、質問票への記入・返送などの手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、裁判手続に参加していただくに当たって、身体の不自由、視覚及び聴覚等に障害があるなどの理由により、裁判所でのお手伝い等を必要とされる方は、準備の都合上、できるだけ早く裏面の「東京地方裁判所裁判員係」までお知らせください(この点は質問票でもお尋ねしています。)。

## 手順1 書類の確認

今回お送りした書類に不足がないかご確認ください。  
万が一、不足している書類がありましたら、お手数ですが、裏面の「東京地方裁判所裁判員係」までお知らせください。

必ず事前にご返送ください

- 『裁判員等選任手続期日のお知らせ』
- 『スケジュール（予定）』
- 『必ずお読みください』（この書面です。）
- 返送用封筒（切手貼付不要）
- 『質問票』
- 『旅費等の振込先の届出』
- 『質問票の回答要領』
- 『旅費（交通費）・日当などのお知らせ』
- 『小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ』（表）
- 『介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ』（裏）
- 『裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ』
- 『裁判員になることに不安を感じている皆様へ』
- 『裁判員制度ナビゲーション』

## 手順2 「質問票」への 記入（全員）

質問票は、今回の選任手続やその後に引き続く裁判に参加していただくことが難しいご事情の有無をあらかじめお尋ねするものです。

同封のスケジュール（予定）を確認の上、ご記入ください（全ての日程に参加していただく必要があります）。

選任手続期日当日までの流れなどについては、同封の『裁判員制度ナビゲーション』のP40～46をご覧ください。

### ● 旅費（交通費）・日当などのお知らせ

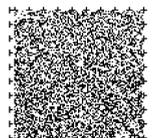
裁判員候補者として、裁判所にお越しいただいた場合には、旅費（交通費）及び日当を「口座振込」で、後日お支払いいたします。

なお、旅費（交通費）及び日当についての詳しい説明は、

同封の『旅費（交通費）・日当などのお知らせ』をご覧ください。

## 手順3 「旅費等の振込 先の届出」への 記入（全員）

（裏面もお読みください）



#### 手順 4

「質問票」・「旅費等の振込先の届出」の返送  
(全員)

必要事項のご記入が済みましたら、同封の返送用封筒（切手貼付不要）で、『質問票』の1枚目に記載された提出期限までに、辞退を希望されない方も、必ず裁判所にご返送ください。

#### 重要 1

参加される際の留意事項

- 質問票返送後に、事情変更があった候補者の方へ  
事情が変わり、裁判所にお越しいただくことが難しくなった方は、下記の「選任手続や辞退に関する相談窓口」まで速やかにご連絡ください。
- 当日の参加者数について  
当日辞退を希望される方や検察官・弁護人による不選任請求数を見込んで、多くの方に裁判所までお越しいただく必要があることをご理解ください（『裁判員制度ナビゲーション』のP44～46参照）。

#### 重要 2

複数の「裁判員等選任期日のお知らせ」を受け取られた方へ

すでに同様の「お知らせ」をお送りしている方も、くじの対象となるため、別の期日の「お知らせ」も差し上げることがあります。

このような場合、申し訳ありませんが、全ての期日の質問票等を裁判所に必ずご返送ください。

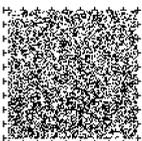
なお、複数の選任手続期日のお知らせを受けた場合は、先に行われる選任手続期日に優先してお越しいただくことになります。

先に行われる期日に裁判所までお越しいただいた方については、選任手続期日当日に辞退が認められた方を除き、後に行われる選任手続期日にお越しいただく必要がなくなります。

逆に、事情があり、先に行われる選任手続期日に裁判所にお越しいただかなかった方は、後に行われる選任手続期日にご参加いただく必要があります。

#### 本件に関するお問い合わせ先

- 選任手続や辞退に関する相談窓口  
東京地方裁判所刑事第2部  
(電話) 03-3581-0000 (ダイヤルイン)  
※午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
- お体の不自由な方・同封物の確認・旅費に関する相談窓口  
東京地方裁判所裁判員係  
(電話) 03-3581-2913 (ダイヤルイン)  
※午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)  
(FAX) 03-3580-5851 (終日)



1 0 0 8 7 8 6

4 2 5

料金受取人払郵便

銀座局  
承認  
5463

差出有効期間  
平成32年3月  
31日まで

東京都千代田区霞が関一丁目一番四号

東京地方裁判所 刑事訟廷裁判員係 行

(刑事第 2 部)



封をする前に,下記の書類が入っているかどうか,  
ご確認ください。

【ご返送いただくもの】

質問票

(  添付資料があるときは,  
資料のコピー )

旅費等の振込先の届出



平成30年合(わ)第500号  
刑事第2部

### 質問票

令和 年 月 日

(ふりがな)  
お名前 (署名)

印

電話番号 ( )

住所の変更がある方は、新住所を記入してください。

新住所 〒 \_\_\_\_\_

- ◎ 同封の「回答要領」をよく読みながらお書きください。
- ◎ 辞退の申し出をされない方も必ずお答えいただき、「旅費等の振込先の届出」とともに、7月5日(金)までに返送してください。
- ◎ 辞退を希望された方については、提出していただいた書面の内容を基に、裁判所が辞退事由に当たるかを判断します。上記返送期限の10日後までに、裁判所の判断結果を書面でお知らせする予定ですので、その書面の内容をご確認ください。

お体の不自由な方へ

お手伝いを必要とされる方は、お知らせください。

- 必要です。 →  手話通訳  要約筆記  磁気テープ  
 点字翻訳  
 車いす利用  
 その他(具体的にお知らせください。)

※ お手伝いを必要とされる方は、裁判所からの連絡方法で、御都合の良い方法をお知らせください。

- 電話 ( )  
 ファックス ( )  
 メール ( )

## ※ 問1は、すべての方がお答えください。

### 職業上の理由等で裁判員になることができない場合について

問1 下のA～Cにあてはまりますか。1から3のいずれかを○で囲んでください。

- A 国会議員, 国の行政機関の幹部職員, 司法関係者, 法律専門家, 自治体の長, 自衛官
- B 成年被後見人, 被保佐人等(国家公務員となる資格がない)
- C 現在, 禁錮以上の刑に当たる罪について起訴され, 裁判中

1 あてはまらない

→ 問2へお進みください。

2 AかBにあてはまる

→ 回答要領荒頁記載のア～ヌのうち, あてはまるものを右の欄に書いてください。

記号

→ Aにあてはまる場合には, その裏付けとなる資料(身分証明書の写し等)を提出してください。

3 Cにあてはまる

→ 現在, 裁判が行われている裁判所名を書いてください。

\_\_\_\_\_裁判所\_\_\_\_\_支部

質問終了です。

辞退の希望の有無にかかわらず, 職業上の理由等から裁判員になることができません。

### 辞退の希望の有無について

問2 裁判員の辞退を希望しますか。1か2を○で囲んでください。

1 辞退を希望しない

→ 質問終了です。

2 辞退を希望する

→ 問3(次頁)へお進みください。

## 辞退の理由について

問3 辞退を希望する理由について、下の1～13のあてはまる番号を○で囲んでください。

1～3 資料は必要ありません。

4～13

容易に準備できる資料がある場合には写しを提出してください。

1 70歳以上

※裁判所にお越しいただく予定の日が基準です。

2 過去に裁判員等選ばれた。又は、  
裁判員候補者として裁判所に行った。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月ころ

\_\_\_\_\_地方裁判所\_\_\_\_\_支部

3 過去に検察審査員等選ばれた。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月ころ

\_\_\_\_\_検察審査会

4 仕事上の事情

5 重要な用事・予定

6 育児

7 妊娠中又は出産後8週間以内

8 重い病気又はケガ

9 介護又は入通院等の付き添い

10 遠方に住んでいて、裁判所に行くのが困難

11 学生

12 地方公共団体の議会の議員(会期中)

13 その他

裁判員になることができない具体的な事情等を記載してください。  
記載の仕方については、回答要領②頁をご参照ください。

【裁判員候補者事前提出用】

10

旅費等の振込先の届出

◎ 旅費等をお支払いするために必要ですので、必要事項を記入して、同封の『返信用封筒』に入れて返送してください。  
 ◎ 記入を終えましたら、お手数ですが内容をもう一度ご確認ください。記入漏れなどがあった場合、振込手続ができないことがあります。

①

フリガナ																				
氏名																				印

① お名前とフリガナを書いて、認め印を押印してください。  
 ※フリガナは姓と名の間を1文字空けてください。

②

住所 (送付先)	(〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> )
	※ マンション等の部屋番号までご記入ください

② 旅費等が振り込まれた際のお知らせをお送りする住所をお書きください。  
 ※書き間違ったときは、間違った部分を二重線で消して訂正してください。

③

電話番号	内線 ( )
------	--------

③ 裁判所からお問い合わせをする際(平日の日中)に、連絡を取りやすい電話番号をお書きください。

振込先 (「一般銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかを選択し、記入してください。)

④

フリガナ																			
口座名義	※ 上記の氏名欄と同一の場合は記入不要です (あなたとの続柄)																		

④ 振込先の口座名義とフリガナを正確にお書きください。  
 ※上記の氏名欄と同一の場合は記入不要です。  
 同居しているご家族の口座への振込を希望する場合は、その方の口座名義とあなたとの続柄を記入してください。  
 ※法人名義の口座には振り込めません。

⑤

一般銀行等	名称	※ 該当する箇所を○で囲んでください																			
		銀行	本店・支店																		
		金庫・組合	本所・支所																		
		農協・漁協	出張所																		
	銀行等コード	<input type="text"/>						店舗コード	<input type="text"/>												
種別	※ 該当するものを○で囲んでください																				
	普通 ・ 当座 ・ 通知 ・ 別段																				
番号	<input type="text"/>																				
	※ 7桁以外の場合は、右詰めに数字を記入してください。																				

⑤ 一般銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・漁協への振込をご希望の方は、こちらに記入してください。  
 ※下記(注)記載の金融機関への振込はできません。

⑥

ゆうちょ銀行	番号	銀行等コード	<input type="text"/>						店舗コード	<input type="text"/>												
			9	9	0	0			0	0	0											
		記号	<input type="text"/>						番号	<input type="text"/>												
			1				0													1		
	※ 右詰めに数字を記入してください。																					

⑥ ゆうちょ銀行への振込をご希望の方は、こちらに記入をしてください。  
 ※振込指定が可能な口座は、「郵便振替口座(ばるる)」(記号が「1」から始まるもの)に限ります。  
 一般振替口座(記号が「0」から始まるもの)や、定額貯金口座等への振込はできません。

※ご記入いただいた口座情報は、旅費・日当の振込手続以外には使用しません。

**当日は、旅費請求書に押印が必要ですので、印鑑(認め印)をお持ち下さい。**

(注) 現在振込みができない主な金融機関は下記のとおりです(平成25年3月1日現在)。  
 ジャパンネット銀行、セブン銀行、大和ネクスト銀行、ニューヨークメロン信託銀行、新銀行東京、スタンダード・チャータード銀行、パークレイズ銀行、クレディ・アグリコル銀行、兆豊国際商業銀行、バンクネガラインドネシア、じぶん銀行、DBS銀行、ノヴァ・スコシア銀行、ウリイ銀行、ユービーエス・エイジー銀行、オーバーシー・チャイニーズ銀行、ユバフーアラブ・フランス連合銀行、ポーティゴン・アーゲー、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ステート・ストリート銀行

裏面もお読みください

### 回答要領

このページは、質問票1枚目の説明です。

【手順1】  
名前等の必要事項を、ペン又はボールペンで記入してください。

※質問票に虚偽の記載をすることは、法により禁じられており、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したときは、50万円以下の罰金又は30万円以下の過料に処せられることがあります。

○ 日中に連絡がとれる電話番号を記入してください(携帯電話可)。

○ 勤務先の電話番号を記入される場合には、会社名・部署等も差し支えない範囲で記入してください。

現在お住まいの住所と今回お送りしている書面に記載されている住所が異なる場合に記入してください。

全ての方が、下記のいずれかの方法で回答してください。

- 1 参加できる方は、問1・問2に記入してください。
- 2 辞退を希望する方は、問1・問2・問3に記入してください。  
※遠方にお住まいの方だけでなく、23区内にお住まいの方も、質問票の最後に添付した「旅費等の振込先の届出」を忘れずに記入してください。

**質問票**

平成 年 月 日

(ふりがな)  
お名前(署名) 印

電話番号 ( )

住所の変更がある方は、新住所を記入してください。  
新住所 〒 -

◎ 同封の「回答要領」をよく読みながらお書きください。

◎ 辞退の申し出をされない方も必ずお答えいただき、「旅費等の振込先の届出」とともに、\_\_\_\_月日( )までに返送してください。

◎ 辞退を希望された方については、提出していただいた書面の内容を基に、裁判所が辞退事由に当たるかを判断します。上記返送期限の10日後までに、裁判所の判断結果を書面でお知らせする予定です。その書面の内容をご確認ください。

お体の不自由な方へ  
お手伝いを必要とされる方は、お知らせください。  
 必要です。 →  手話通訳  要約筆記  磁気テープ  
 点字通訳  音声記録

○ご本人が署名(自筆)をしてください。また、忘れずに、印を押してください。  
○ ご本人が記入することができない場合には、以下の記載例のように、ご家族の方などに代筆していただいても結構です。

記載例

お名前(署名) ○○ ○○  
本人は字が書けないため、代筆しました。  
代筆者 ○○ ○○ 印

ご本人の名前。ご本人の印は不要

ご本人が記入できない理由

代筆者の印

代筆者の署名(自筆)

このページは、質問票2枚目の説明です。

### A 裁判員になることができない職業の方

- 国会議員、国の行政機関の幹部職員等のうち次の人
  - アイウ 国会議員  
国務大臣  
次のいずれかに当てはまる国の行政機関の職員
    - ①一般職の職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員(事務次官、外局長、試験所・研究所の長、病院・療養所の長その他の人事院規則で定めるもの)
    - ②特定任期付職員のうち、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第1項に規定する7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける人
    - ③特別職の職員のうち、特別職の職員の給与に関する法律別表第一及び別表第二の適用を受ける職員
    - ④防衛省の職員のうち、上記①記載の指定職俸給表の適用を受ける職員、上記②記載の7号俸の俸給月額以上の俸給を受ける特定任期付職員
- 司法関係者、法律専門家等のうち次の人
  - エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ 裁判官及び裁判官であった人  
検察官及び検察官であった人  
弁護士(外国法事務弁護士を含む。以下同じ。)及び弁護士であった人  
弁理士  
司法書士  
公証人  
司法警察職員としての職務を行う人  
裁判所の職員(非常勤は除く。)  
法務省の職員(非常勤は除く。)  
国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤は除く。)  
判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人  
学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授  
司法修習生
- その他次の人
  - 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。)の長  
自衛官

【手順2】  
問1は、裁判員になることができるかどうかをお聞きしている大切な質問です。辞退の有無にかかわらず、必ず、回答してください。

### B 国家公務員となる資格がない方

- テ ト ナ ニ 又 成年被後見人、被保佐人  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人  
懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人  
人事院の人事官又は事務総長の職にあって、一定の罪(国家公務員法109条から112条までに規定する罪)を犯し刑に処せられた人  
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 問1は、すべての方がお答えください

職業上の理由等で裁判員になることができない場合について

問1 下のA～Cに当てはまりますか。1から3のいずれかを選択してください。

A 国会議員、国の行政機関の幹部職員、司法関係者(法律自治体の長、自衛官)

B 成年被後見人、被保佐人等(国家公務員となる資格がない人)

C 現在、禁錮以上の刑に当たる罪について起訴され、裁判中の人

1 あてはまらない  
→ 問2へお進みください。

2 AかBに当てはまる  
→ 回答要領表記載のA～ヌのうち、あてはまるものを右の欄に書いてください。  
→ Aに当てはまる場合には、その裏付けとなる資料(身分証明書の写し等)を提出してください。

3 Cに当てはまる  
→ 現在、裁判が行われている裁判所名を書いてください。  
\_\_\_\_裁判所 \_\_\_\_支部

質問終了です。

辞退の希望の有無にかかわらず、職業上の理由等から裁判員になることができません。

辞退の希望の有無について

問2 裁判員の辞退を希望しますか。1か2を○で囲んでください。

1 辞退を希望しない  
→ 質問終了です。

2 辞退を希望する  
→ 問3(次頁)へお進みください。

【手順3】  
問2は、同封の「スケジュール(予定)」に記載した裁判員に選ばれた場合の全日程に参加できるかどうかを確認の上、回答してください。

【注意事項】  
複数の「選任手続期日のお知らせ」を受け取られている方は、それぞれの期日の質問票に、参加できるかどうかを回答してください。

## 1 70歳以上の方

裁判所にお越しいただく予定日(同封の「スケジュール(予定)」に記載しています。)の最終日までに70歳になられる方であれば、辞退することができます。

2 裁判員・裁判員候補者等に選ばれたことがある方  
3 検察審査員等に選ばれたことがある方

2 次の方は、辞退することができますので、わかる範囲でその時期及び裁判所名を記載してください。裁判所名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。

- ① 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選ばれた。  
② 過去3年以内に選任予定裁判員に選ばれた。  
③ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に裁判所に行った(そのときに、辞退が認められた場合は除きます。)

3 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選ばれたことがある方は、辞退することができますので、その時期及び検察審査会名を記載してください(わかる範囲で記載してください。検察審査会名がわからない場合には、おおよその所在地でも結構です。)

## 4 重要な仕事があり、自分が仕事を休むと損害が生じる方

## ①仕事の内容

事業(仕事)の業種、自営、お勤めの別、あなたの担当している仕事の内容、その仕事におけるあなたの立場や役割等を具体的に記載してください。

## ②他の方に代わってもらえない事情

少人数、引継困難、締切・納期が迫っている、顧客対応、資格が必要である、専門性がある、判断・決裁ができなくなる等の他の方に代わってもらえない事情を具体的に記載してください。

## ③仕事を休むことによる影響・損害

売上減、注文減、顧客喪失、顧客損害、業務停止、補償請求、収入減等の仕事を休むことによる影響・損害を具体的に記載してください。

## 5 重要な用事・予定がある方

## ①日時、内容

冠婚葬祭、試験、行事等の具体的な用事・予定の日時、内容を記載してください。

## ②日時を振り替えられない事情

他の日時に振り替えができない事情や、振替えした場合の影響、損害等を具体的に記載してください。

## 6 親族や同居人の養育の必要がある方

## ①養育を必要とする方の年齢

## ②その方とあなたとの関係(例 子ども等、同居か別居か。)

## ③他の方に代わってもらえない事情

他の方に代わってもらえない事情、代わってもらった場合の影響等をできるだけ具体的に記載してください。

## このページは、質問票3枚目の説明です。

## 【手順4】

問3は、辞退希望の方のみが記入する項目です。1から13の各項目の説明をよく読んで、該当する番号を○で囲んでください。

4から13に該当する方は、下欄に具体的な事情を記入してください。辞退を判断するために、具体的な事情の記載が必要です。

## 辞退の理由について

問3 辞退を希望する理由について、下の1～13のあてはまる番号を○で囲んでください。

1～3 資料は必要ありません。

4～13 容易に準備できる資料がある場合には写しを提出してください。

## 1 70歳以上

※裁判所にお越しいただく予定の日が基準です。

2 過去に裁判員等に選ばれた。又は、  
裁判員候補者として裁判所に行った。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月ころ

\_\_\_\_\_地方裁判所\_\_\_\_\_支部

3 過去に検察審査員等に選ばれた。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月ころ

\_\_\_\_\_検察審査会

## 4 仕事上の事情

5 重要な用事・予定

6 育児

7 妊娠中又は出産後8週間以内

8 重い病気又はケガ

9 介護又は入通院等の付き添い

10 遠方に住んでいて、裁判所に行くのが困難

11 学生

12 地方公共団体の議会の議員(会期中)

13 その他

裁判員になることができない具体的な事情等を記載してください。  
記載の仕方については、回答要領②頁をご参照ください。

## 13 その他のご事情がある方

①妻又は子の出産に立ち会ったり、そのための入退院に付き添う必要がある方、②裁判員となることや裁判所に行くことによりあなたや第三者の身体上・精神上又は経済上の重大な不利益がある場合、③重大な災害により著しい被害を受け、生活再建のための用務を行う必要がある場合には、辞退をすることができます。  
その場合は、裁判員になることができない具体的な事情やその影響等を記載してください。

## 12 地方公共団体の議員の方

## 議会名・会期

所属の議会名及び会期を記載してください。

## 7 妊娠中又は出産後8週間以内の方

## 出産日又は出産予定日

出産日又は出産予定日を記載してください。  
出産後8週間を超える方は、「6 親族や同居人の養育の必要がある。」を選ぶことができます。

## 8 重い病気又はケガにより出頭困難である方

## ①病名

差し支えない範囲で記載してください。

## ②症状その他の事情

現在の症状、全治見込み期間、入院治療中か自宅療養中か、通院されている場合にはその頻度等を具体的に記載してください。

## 《資料の例》

診断書の写し、医療の内容がわかる領収書の写し等

## 9 介護等を行う必要がある方

## ①介護を必要とされる方等との関係、その方の心身の状況、病状等

あなたと介護等を必要とされる方との関係、同居か別居か。その方の心身の状態、要介護認定等を受けられている場合にはその区分等も記載してください。通院、入退院に付き添われる場合には、その方の入院期間、通院の期間や頻度等を記載してください。

## ②他の方に代わってもらえない事情

他の方に代わってもらえない事情、代わってもらった場合の影響等をできるだけ具体的に記載してください。

## 《資料の例》

介護:要介護認定者であることを証する書面、介護保険証、障害者手帳の写しなど  
通院等の付き添い:診断書、医療の内容がわかる領収書の写し

## 10 遠方に住んでいる方

遠方(裁判所の取扱い区域外)に住んでいて、裁判所に行くのが困難な方は、辞退することができます。

## 住所・所要時間・交通手段

現在の住所や裁判所までの交通手段、所要時間など、裁判所に行くことがむずかしい理由を記載してください。

東京地方裁判所の「取扱い区域」は23区・島しょ部です。

## 11 学生の方

## 学校名等

学校名や学部・専攻等を記載してください。  
学生証のコピー等で学校名等がわかるものを資料としてご提出いただいた場合には、記入されなくても結構です。

## ※ 学生とは

高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、専修学校、各種学校に在学している方です。  
また、通信制、夜間通学制は含みません。

## ～～旅費(交通費)・日当などのお知らせ～～

裁判員や裁判員候補者などとして、裁判所にお越しになられた場合には、旅費(交通費)や日当などをお支払いします。

### ◎ お支払いするのは、

- 裁判所までの「**旅費(交通費)**」と「**日当**」です。  
裁判所が自宅から遠いなどの理由で、宿泊する必要があると認められる場合には、「**宿泊料**」もお支払いします。

### ◎ お支払いする金額は、

- 最高裁判所規則で定められた方法で計算されます。  
**最も経済的な(安価な)経路・交通手段で計算されますので、実際にかかった交通費と一致しないことがあります。**

### ◎ 支払方法は、

- 「**口座振込**」でお支払いします。※事前にお支払いはしておりません。  
あなた名義の口座がない場合には、同居のご家族名義の口座に振込みができます。
- 口座への入金は、選任手続の日(裁判員に選任された場合は裁判の最終日)から10日程度を予定しています。
- 同封の「**旅費等の振込先の届出**」に必要事項を記入し、**返信用封筒に入れて、「質問票」と一緒に返送してください。**  
円滑な支払いのため、「**旅費等の振込先の届出**」の事前提出にご協力ください。  
※ 口座情報は、旅費などの振込手続以外には使用しません。

### ◎ 旅費等のお支払いに必要なもの

- **印鑑**  
※ 銀行への届出印でなくても構いませんが、スタンプ式のものを使用できません。
- 飛行機の利用が認められた方は、「**往復割引運賃**」を利用し、「**行きの航空券の半券(搭乗券)**」を忘れずにご持参ください。  
※ 「往復割引運賃」以外を利用する場合は、領収書やインターネット購入の予約画面の写しなど、利用した航空運賃が分かる資料及び航空券の半券(搭乗券)の提出が必要になりますので、必ずご持参ください。

裁判所にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

(裏面もお読みください)

## 1 旅費（交通費）について

- 住所から裁判所まで、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃のほか、これら以外の区間は距離に応じて**1km当たり37円**で計算した金額をお支払いします。
- 鉄道を利用する場合、新幹線や特急の片道の利用区間が100km以上（急行では50km以上）のときは、運賃のほかに、特急料金（急行料金）をお支払いします。
- 離島や遠隔地から来られる場合で、飛行機を利用する必要があると認められる場合には、航空運賃をお支払いします。  
飛行機の利用をお考えの方は、下記までご連絡ください。

飛行機を利用する場合には、原則として「往復割引の航空券」を購入していただくようご協力ください（帯りの便を予約しなくても購入できます。）。  
なお、航空券の購入代金を支払うことなく、マイレージを航空券に交換された場合には、飛行機代をお支払いできませんので、ご利用はお控えください。  
また、パック旅行は航空便の変更等が困難なため、ご利用はお控えください。

- バス・タクシー・自家用車を利用して来られる場合でも、所定の鉄道運賃や距離に応じて1km当たり37円で計算した金額をお支払いします。

自宅から最寄り駅までバス・タクシーを利用した場合や、自家用車で裁判所まで来られた場合でも、バス・タクシー料金やガソリン代、高速道路や有料道路、駐車場の料金などはお支払いできませんので、ご注意ください。

## 2 日当について

- 日当の額は、選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者は1日当たり8,000円以内、裁判員・補充裁判員は1日当たり1万円以内で決められます。
- 裁判員候補者の方について、裁判員・補充裁判員に選任されなかった場合は、通常、**4,710円**が支払われる予定です。

## 3 宿泊料について

- お支払いする宿泊料の額は、**1泊当たり8,700円**です。

実際にかかった宿泊料金ではなく、**8,700円**の定額をお支払いします。

- 宿泊する必要があると認められる方には、同封の「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の「宿泊料支給の有無」欄に「有」と表示してお知らせしています。
- 有料の宿泊施設以外に宿泊された場合には、宿泊料はお支払いできませんのでご注意ください。

ご質問のある方は、下記までお問い合わせください。

東京地方裁判所裁判員係

（電話）03-3581-2913（ダイヤルイン）

※午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

（FAX）03-3580-5851（終日）

# 小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ

## ○ 裁判員裁判に参加することが難しい方は、辞退の申立てが可能です。

小さなお子さんがいらっしゃる方で、ほかに面倒を見てくれる人がいないなど、裁判員に選ばれるとお子さんの養育に支障が生じる候補者の方は、辞退の申立てをすることができます。

## ○ 参加を希望する方には、お住まいの区の区役所で、保育施設をご紹介します。

裁判員選任手続や裁判の間、子供を預けることができるのであれば裁判員選任手続及び裁判に参加したいとお考えの方のために、区役所において、お子さんをお預かりすることができる施設をご紹介します（現在、東京23区以外にお住まいの方については、東京地方裁判所所在区である千代田区の保育施設をご紹介します。）。

## ○ 保育施設を予約する場合には、次の点にご留意ください。

### 1 保育施設を利用する日数・時間について

- 裁判員裁判は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している日時に選任手続が行われます。裁判員や補充裁判員に選ばれた方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している、「公判などの手続が予定されている日」に裁判に参加していただくことになります。
- そこで、保育施設を利用する場合は、選任手続に要する時間の他、裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に備えて、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している「公判などの手続が予定されている日」の全日についても、保育施設の利用を予約していただく必要があります。
- 裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に、裁判員等としてお仕事をさせていただく時間は、長くても午前9時ころから午後5時ころまでを予定していますので、これに、自宅、保育施設と裁判所との間の往復に要する時間を考慮して、保育施設の利用を予約していただく必要があります。
- ただし、裁判員や補充裁判員に選ばれなかった場合には、「公判などの手続が予定されている日」の保育施設の利用申込みをキャンセルしていただくこととなります。この場合、保育施設によってはキャンセル料が発生することがあります。

### 2 保育施設の利用料について

- 裁判員や裁判員候補者の方には、裁判所にお越しいただく日の日当が支払われます。保育施設の利用料については、この日当の中から支払っていただくこととなります。キャンセル料が発生する場合も同様です。
- なお、保育施設の利用料の負担については、自治体によって取扱いが異なります。

## ○ お問い合わせ先

東京地方裁判所（03-3581-2910）又はお住まいの自治体の区市町村役場までお問い合わせください（お問い合わせに当たっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた方であることをお伝えください。）。

# 介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ

○ 裁判員裁判に参加することが難しい方は、辞退の申立てが可能です。

介護が必要なご家族等がいて、ほかに面倒を見てくれる人がいないなど、裁判員に選ばれると介護に支障が生じる候補者の方は、辞退の申立てをすることができます。

○ 参加を希望する方には、お住まいの区役所等で利用できる介護サービスを紹介しています。

裁判員選任手続や裁判の間、介護サービスを利用することができるのであれば、裁判員選任手続及び裁判に参加したいとお考えの方には、お住まいの自治体の区市町村役場において、利用できる介護サービス（介護保険制度や障害者自立支援制度の下での介護サービス）をご紹介します。

○ 介護サービスを予約する場合には、次の点にご留意ください。

## 1 介護サービスを受けるために必要な手続について

- 介護サービスを受けるためには、高齢者介護の場合は「要介護認定」、障害者介護の場合は「支給決定」を受けた上で、介護サービス提供事業者との間で介護サービスの利用申込みをする必要があります。要介護認定や支給決定の手続にはある程度時間がかかりますので、要介護認定や支給決定を受けていない方で、介護サービスの利用を希望する方は、この書面を受け取られてからできるだけ早く、お住まいの自治体の区市町村役場に利用申込みについての相談をしてください。

## 2 介護サービスを利用する日数・時間について

- 裁判員裁判は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している日時に選任手続が行われます。裁判員や補充裁判員に選ばれた方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している、「公判などの手続が予定されている日」に裁判に参加していただくこととなります。
- そこで、介護サービスを利用する場合は、選任手続に要する時間の他、裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に備えて、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載している「公判などの手続が予定されている日」の全日についても、介護サービスの利用を予約していただく必要があります。
- 裁判員や補充裁判員に選ばれた場合に、裁判員等としてお仕事をさせていただく時間は、長くても午前9時ころから午後5時ころまでを予定していますので、これに、自宅・介護施設と裁判所との間の往復に要する時間を考慮して、介護サービスの利用を予約していただく必要があります。
- ただし、裁判員や補充裁判員に選ばれなかった場合には、「公判などの手続が予定されている日」の介護サービスの利用申込みをキャンセルしていただくこととなります。この場合、キャンセル料等が発生することがあります。

## 3 介護サービスの利用料について

- 介護サービスの利用料は、介護保険制度や障害者自立支援制度の枠組みで、被介護者が一部負担することとなります。キャンセル料が発生した場合も、被介護者が負担することとなります。
- 介護サービスの利用料の負担については、自治体によって取扱いが異なります。

○ お問い合わせ先

東京地方裁判所裁判員係（03-3581-2910）又はお住まいの自治体の区市町村役場までお問い合わせください（お問い合わせに当たっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた方であることをお伝えください。）。

# 裁判員になることに不安を感じている皆様へ



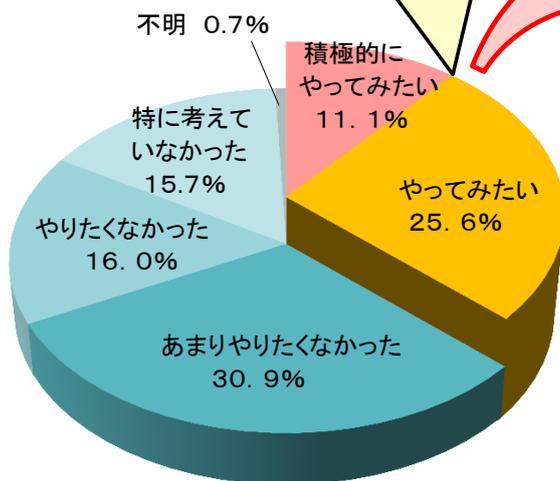
裁判員制度

【裁判員を務めた方の多くがよい経験とおっしゃっています！】

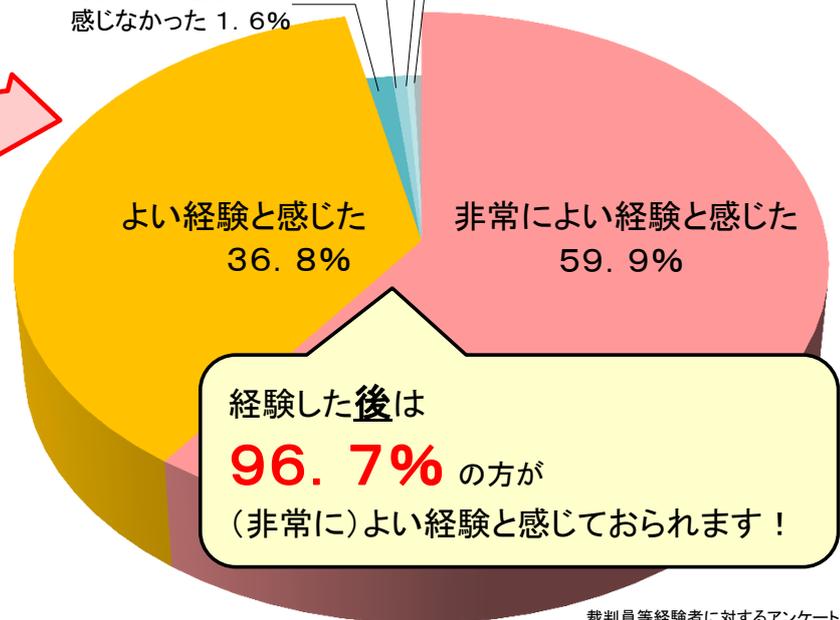
（裁判員に選ばれる前の気持ち）

（裁判員として裁判に参加した感想）

選ばれる**前**に裁判員を（積極的に）やってみたいと思っていた方は**36.7%**でしたが...



よい経験とは感じなかった 0.7%  
 あまりよい経験とは感じなかった 1.6%  
 特に感じることはなかった 0.4%  
 不明 0.6%



経験した**後**は**96.7%**の方が（非常に）よい経験と感じておられます！

裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成28年度)

【実際に裁判員を経験された方の声をご紹介します！】

知識のない自分がきちんと討論できるのか？自分ひとりだけの外れな質疑応答になっていないか？ということに不安があったが、たえそうだとし、ちゃんと意見のひとつとして取り上げてもらった。とても良い経験をさせていただき、ありがとうございました。（40代、女性）

他の裁判員の方々と連帯感のようなものが生まれ、短い期間だったがとても濃い時間を過ごすことができました。裁判官は堅いイメージだったが、気さくでフレンドリーであり話しやすかった。（20代、女性）

家族や職場の反応は予想以上。一生に一回やるか、やらないかの経験は、今後の人生の中でも大きく役に立つと思っています。（30代、男性）

東京地方裁判所では、国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加いただけるよう、万全を期しております。皆様の裁判員裁判への積極的なご参加をお待ちしております。

勤務先に提出するなどしてご活用ください

## 裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ

～裁判員制度へのご協力をお願い～



裁判員制度

東京地方裁判所

このたび、皆様の職場にお勤めの方が、裁判員候補者に選ばれました。  
裁判員制度は、国民の皆様の積極的な協力なくしては成り立たない制度です。  
裁判員候補者の方が、裁判員裁判に参加できるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 裁判員制度について

- ☆ 裁判員制度は、国民の皆様から選ばれた6人の裁判員の方に、刑事裁判に参加していただき、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めていただく制度です。
- ☆ 裁判員制度は、平成21年にスタートしました。平成28年までに**5万人以上の方が裁判員に選ばれ、そのうち、8割近くの方が会社員等のお仕事をされています。**

### 裁判所へお越しいただく日程について

- ☆ 裁判員候補者の方に**裁判所へお越しいただく日程は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載されております**ので、ご確認ください。
- ☆ 裁判員候補者の方には、**まず、選任手続期日**に出席していただきます。  
選任手続の結果、**裁判員に選ばれた場合は、裁判の全日程に出席していただくこととなります。**

### 必要な休暇等について

- ☆ 裁判員を務めるために必要な休暇を取ることは、法律（労働基準法7条）で認められておりますので、**裁判員候補者の方が必要な休暇を取ることができるよう、ご配慮をお願い申し上げます。**
- ☆ 裁判所へお越しいただいた裁判員候補者の方には、**日当と交通費をお支払いします。また、裁判所へお越しいただいたことを証明する書類を発行し、**裁判員候補者の方にお渡しすることが可能です。

### お仕事を理由とした辞退について

- ☆ 裁判員候補者の方にお仕事があるというだけの理由では、辞退は認められないことになっておりますので、**できる限り、裁判員候補者の方が参加できますよう、お仕事の予定を調整するなどのご配慮をお願い申し上げます。**  
ただし、裁判員候補者の方に重要な仕事があり、その方ご自身で処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合は、辞退が認められます（裁判員法16条8号ハ）。